

日本における国立銀行制度の成立と展開

:アメリカ国法銀行との比較

靄見誠良（法政大学）

鎮目雅人（早稲田大学）

本報告では、米国の国法銀行制度との比較を踏まえながら、明治初期の日本における国立銀行制度の成立とその後の展開を振り返る。その際、分散的な銀行券発行を安定化させる要素としての銀行間決済網に着目し、当時の日本の金融組織の抱えていた課題とこれに対する政策担当者ならびに民間の金融関係者の対応を検討する。

1872（明治4）年、日本政府は国立銀行条例を公布した。これに先立ち政府は、米国の国法銀行制度と欧州の中央銀行制度を比較検討し、米国型の国立銀行制度の導入を決めた。政府が米国型制度の導入を決めた背景には、江戸時代から引き継がれた当時の日本の金融経済構造が基本的に地方分散型であり、米国の状況により近いとの判断があったとされる。

日本がモデルとした米国では、“Free Banking”時代（1830年代後半～60年代前半）の経験を経て、南北戦争中の1863年と1864年の国法銀行法により、政府の規制に服する民間の発券銀行として国法銀行が設立された。もっとも国法銀行法は“Free Banking”時代のニューヨーク州法を参照して作られ、“Free Banking”的な要素が数多く残されていた。

日本政府は、国立銀行制度の発足にあたり、米国の国法銀行制度をそのまま導入することはしなかった。ひとつはよく知られた発券準備に関する規定であり、米国国法銀行では政府債務を銀行券の引き当てとしていたが、制度導入当初の国立銀行には正貨準備が義務付けられた。もっとも、士族に大量の国債が交付された秩禄処分と同時期に実施された1876（明治9）年の条例改正により、国債を引き当てとする銀行券発行に改められたことから、この点において日本の制度は米国と同類となったといえる。もうひとつの相違点は遠隔地間決済のあり方である。米国においては17の準備市の国法銀行に周辺の国立銀行が預金を置き、各準備市の国法銀行は中央準備市であるニューヨークの国法銀行に預金を置くことで全国的な決済の円滑性が確保される構造となっていた。日本においても当初は、8市が準備市に相当する「府港」に指定され、さらに東京と大阪が中央準備市に相当する地位を与えられていたが、1876年改正によりこの条項は削除された。日本において国立銀行が本格的に展開されたのは条例改正以降であったことを考えると、日米の主な違いは銀行間決済網にあったといえる。靄見(1991)が明らかにしたように、国立銀行の中には「連帯為替制度」に代表される銀行間決済網構築の試みもあったが、これが全国的な集中決済制度に発展することはなく、1882（明治15）年の日本銀行設立に至ることとなる。